



健康ポイント50P以上で、特典に応募できます♪



応募用紙ははこちらから

豪華特典 が当たる!

抽選で
190
名様

令和5年度 石垣市国民健康保険健康ポイント事業

健診を受診して、健康づくりに取り組むことでポイント獲得！あなたの健康づくりを応援します♪

対象者 16歳以上、74歳以下の
石垣市国民健康保険被保険者(学生除く)

応募条件 ① 健診受診(特定健診or基本健診)
※R5.4.1以降に受診していること
② 健康ポイント合計50P以上獲得
※①+②の合計で50ポイント以上獲得すること

応募〆切 令和6年2月28日(水) 午後5時

提出先 石垣市健康福祉センター

応募方法 以下の手順で応募する

STEP1 健診を受診する **ポイント獲得**

16歳以上、39歳以下は「基本健診」
40歳以上、74歳以下は「特定健診」

STEP2 応募用紙に記入する

応募用紙は、市ホームページからダウンロードする

STEP3 予防検診や健康づくりに取り組む **ポイント獲得**

保健指導や、がん検診、健康づくりに関する教室やイベント
参加でポイントをためる

STEP4 50ポイント以上で、特典へ応募する

STEPS 抽選で、豪華特典が当たる!!

当選者には、R6年3月初旬頃に、健康福祉センターから
電話連絡します♪

引渡期限 令和6年3月25日(月) 午後5時

当選者が、引渡期限までに特典を受領しない場合、当選の
権利を放棄したものとみなします。

例えば、50歳 自営業 国民健康保険被保険者

特定健診 30P	+	がん検診 30P	+	保健指導 歯科受診 20P	=	合計 80P
-------------	---	-------------	---	---------------------	---	-----------

希望する特典ひとつに応募する

A 抽選 10名様 旅行券 JAL/ANA 20,000円	B 抽選 60名様 商品券 石垣牛/美崎牛 10,000円	C 抽選 20名様 商品券 みんサー工業 10,000円
---	---	--

抽選で90名様に特典が当たる!

はじめて受診

令和2年度、令和3年度、
令和4年度は、特定健診未
受診だが、令和5年度には
特定健診を受診した方



継続受診

令和3年度、令和4年度、
令和5年度の3年間すべてで
特定健診を受診した方

抽選で100名様にさらに特典が当たる!

健康ポイント事業特典への応募者の中から応募者
の特定健診受診歴を石垣市が確認し、該当者には、
別途、抽選を行い特典を贈呈します♪

例えば
健康ポイント事業に応募して抽選
で特典Aに当選。
さらに、はじめて受診に該当した
ため、抽選で特典Dにも当選!!



抽選 100名様

D 商品券
石垣牛/美崎牛
5,000円

生活習慣病予防には

40歳からの生活習慣病予防には、
年に1回の健診受診が大切です♪
あなたのために、家族のために、
健診受診で健康生活!!



年に1回
健診受診



適度な運動の
習慣化

- ・30分以上の運動
- ・8,000歩以上歩く



バランスの良い
食生活

- ・野菜は1日
350g以上

【問合せ】石垣市 市民保健部 健康福祉センター ☎(0980)88-0089



無料相談会開催のお知らせ～県行政書士会八重山支部～



10月の行政書士制度広報月間にちなみ、八重山郡民を対象にして、行政書士業務を理解し活用していただくため、以下のとおり「無料相談会」を開催します。

行政書士は、相談から書類作成までのサポートを業務とします。(他の法律で制限されているものは除く)

お気軽にお越しください。相談内容は秘密を厳守いたします。

とき：令和5年10月22日(日)午前10時～午後4時

ところ：大濱信泉記念館 2階(多目的ホール)

■暮らしに役立つ相談

遺言・相続／農地転用／自動車登録／内容証明／土地活用など

■ビジネスに役立つ相談

法人設立／建設業許可／民泊旅館開設／飲食店開業など

詳しくは沖縄県行政書士会ホームページ→QRコード



情報公開・自己情報開示請求件数の公表



石垣市情報公開条例及び個人情報保護条例に基づき、公開・開示請求件数を市民の皆さまに公表いたします。

石垣市では、情報公開制度を平成14年度から行っており、市の保有する情報の公開を積極的に進めています。

情報公開制度とは、市民に「知る権利」を保障し、行政機関に対しては、行政情報の「原則公開」を義務付け、その保有している行政情報を広く市民に公開し、市政に対する理解と市民参加による開かれた市政を一層推進する制度です。併せて、個人情報保護制度については、市民の大切な個人情報を法律や条例に従い、適正に取り扱っております。また、自己情報のコントロール権に対応し、自己情報の開示等請求権も認めています。

石垣市では、今後も引き続き制度の周知を図り、開かれた市政運営に努めてまいります。

○令和4年度公文書公開実施機関別処理状況

実施機関	請求件数	公開	部分公開	非公開	不存在	取下げ
市長部局	154	109	57	6	61	1
総務部	49	23	38	3	33	
企画部	12	5	4		9	
市民保健部	5	3	1		2	
福祉部	4	1	3			
農林水産商工部	50	37	6	3	13	1
建設部	45	40	5		4	
その他						
消防本部	2		2			
教育委員会	4	1	3		3	
選挙管理委員会	1			1		
監査委員						
農業委員会	4	3	3	1	5	
固定資産評価審査委員会						
議会						
水道事業管理者	13	10	3			
合計	189	123	68	8	69	1

※1件で複数の公開決定(公開・一部不存在等)がある場合があるため、合計数に違いがあります。

※1件で複数の部局等に関連する案件、請求があるため請求件数に違いがあります。

○公文書公開請求処理状況内訳

年度	請求件数							審査請求
	公開	部分公開	非公開	不存在	取下げ	未決定		
R2	103	36	82	4	54	0	0	
R3	96	51	61	6	46	1	0	
R4	178	123	68	8	69	1	0	

○個人情報関係請求処理状況内訳

年度	自己情報開示請求件数					審査請求
	開示	部分開示	不開示	請求拒否	取下げ	
R2	4	4	0	0	0	0
R3	6	2	1	0	1	2
R4	8	4	3	0	1	0

※個人情報の保護に関する法律の改正により、全国共通の個人情報保護制度が導入されることに伴い、「石垣市個人情報保護条例」は令和5年3月31日に廃止され、令和5年度(令和5年4月1日)より新たに「石垣市個人情報の保護に関する法律施行条例」が適用されます。

【問合せ】

総務課 ☎ 0980-82-1216



～自筆証書遺言書保管制度のご案内～



大切な人のために遺言書を書いてみませんか？法務局があなたの大切な遺言書を守ります。

法務局で遺言書を保管することにより、遺言書の紛失、改ざん、相続人に発見されない・・・といった問題が避けられます。

また、相続人等は、遺言者の死亡後に、遺言者の自筆の遺言書(写し)を証明書として受け取ることができます。

詳しくは、法務省ホームページ(「法務省 遺言書保管制度」で検索)をご覧ください。か、那覇地方法務局石垣支局(0980-82-2004)にお問い合わせください。

※注意点 法務局では、遺言の内容についての相談はお受けできません。

遺言書の作成内容に不安がある方は、弁護士、司法書士等の資格者に相談することをお勧めします。

※令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されます。

これを機に遺言書の作成をご検討ください。

法務省 HP http://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html



遺言書ほかんガルー